第1回女子差別撤廃委員会最終見解への対応に関するワーキング・グループ 議事概要

1. 日 時:平成31年1月9日(水)10:00~12:00

2. 場 所:合同庁舎第8号館8階特別大会議室

3. 議 題:1. 開会

2. 議事

女子差別撤廃委員会「日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解」における指摘事項への対応状況等について

- ・各府省庁ヒアリング
- 意見交換
- 3. 閉会

4. 出席者:

小山内世喜子委員、佐藤博樹委員(座長代理)、種部恭子委員、辻村みよ子委員、 白河桃子委員(重点方針専門調査会委員)

5. 議事概要

○佐藤座長代理より、本ワーキング・グループの設置趣旨について説明があり、全2回の ワーキング・グループにおいて、関係府省へのヒアリングを行い、それを踏まえた意見交 換を行いたい旨発言。

○事務局より、国連女子差別撤廃委員会が出した最終見解のフォローアップについて、男女共同参画会議の下に置かれた重点方針専門調査会で行うこととなっており、2017年10月に家族法関係といわゆるマイノリティー女性についてのフォローアップを行い、また、昨年秋に「重点方針2018」のフォローアップと合わせて関連分野についての御意見をいただいたが、最終見解の内容が多岐にわたることから、ヒアリングを効率的に行う観点もあり、本ワーキング・グループを設置し、残った分野の主な事項についてヒアリングを行う旨、また、このワーキング・グループでの議論を踏まえた意見は、重点方針専門調査会において取りまとめを行う予定である旨を説明。

併せて、9月から10月にかけて行った意見募集は、190件ほど意見の提出があった旨紹介。

【女子差別撤廃条約選択議定書の批准】

- ○杉浦外務省総合外交政策局人権人道課長より、資料1、3に基づき説明。
- ○主な意見交換、質疑応答は以下の通り。

(辻村委員)個人通報制度の受入れに関して、政府は、司法制度、立法政策、実施体制という3点を検討課題として挙げているが、司法制度について、他国は個人通報制度を

実施できているのに、なぜ日本では何十年も検討課題であり続けているのか。立法政策についても、日本は議院内閣制であり、閣法によって法改正をしやすい環境にある。 何が具体的な検討課題なのか。

(外務省 杉浦課長) 現在、個人通報を受けた委員会が出す勧告がどのようなものなのか検討している。他国で、確定判決と異なる見解が出された例もかなりあり、また、具体的な損害賠償や補償をするようにとの見解が出る例もある。法改正を求める見解が出た場合に、条約を実施する立場にある行政府がそれをどう受け止めるのか、国内の手続上で何ができるのかについて、十分な整理がなされていない。

他国の例を検討していく過程で、個人通報制度導入済みの国とも意見交換をしているが、特に複数の人権条約にかかる個人通報制度を導入している国については、国家の1つ上のレベルとして地域における人権救済機関(例:欧州人権裁判所)があり、法的拘束力を持つ勧告が出される仕組みになっている。日本の場合は、そのような人権救済機関が地域に存在しないといった点がある。

また、委員会からの勧告に法的拘束力はないとはいえ、女子差別撤廃条約選択議定書の第7条4によれば、締約国は、委員会の見解及び勧告がある場合には、その勧告に十分な考慮を払うこととなっている。外務省としては、国際条約を結ぶにあたっては、それを誠実に履行する立場であるので、国内の司法制度や立法政策との関連の問題の有無等の検討課題があるままで批准することは、条約の誠実な遵守との関係でも気になるところである。

- (辻村委員)日本の場合、女子差別撤廃条約の個人通報制度だけを批准することがあり得るのか。あるいは、この制度を定める8つの条約について、全部足並みをそろえてからでないと批准できないのか。勧告に法的拘束力はなく、これまで110件中23件しか受理されていない現状において、それほど恐れる必要もないのではないかという意見が多数出ている。女子差別撤廃条約について先んじて実現・導入する可能性は考えられないのか。
- (外務省 杉浦課長)日本が締結している主要な人権条約全てに、選択議定書ないしは条 文の中の選択条項という形で個人通報制度が備わっており、特定の人権条約の個人通 報制度のみ導入する場合には合理的な説明が求められる。そのような点も含めて個人 通報制度導入の是非について検討している。
- (辻村委員) 女子差別撤廃条約のみ選択議定書を批准した場合に、合理的な説明ができないということで検討しているとのことであるが、検討すれば合理的な説明ができるようになるのか。

国際人権規約B規約の選択議定書が発効した1970年代ぐらいから国際法の専門家たちへのヒアリングや勉強会をしているというのを聞いたことがあり、そうすると数十年にわたって検討してきたことになる。政府の立場から理由に挙げられている司法制度との関係、例えば三審制のもとで確定判決と異なる決定が出たらどうするかについては、未来も続く問題である。三審制をとっていて司法権の独立があることはわかっているが、ほかの国では両立できている。

現在検討していることは、批准に向けてポジティブな形で何か具体的な突破口について検討していて、展望としてあと少し検討すればそれが可能になるという方向なのか、それとも、今のところできないことの理由を集める検討にとどまっているのか。

(外務省 杉浦課長) 女子差別撤廃条約の個人通報制度のみ導入が可能か否かについては、可能性としては否定しない。ただし、政府としては、個人通報制度を導入した際に国内でどのような対応が求められるのかについて整理がついていない中で、一つだけ導入することはおそらく難しいと思われる。受け入れ体制の議論が整理されれば、その次にどの人権条約から導入するのか、またはまとめての導入が可能かについて検討することはあり得るが、現状、ある一つの条約の個人通報制度のみを導入することは考えていない。

また、個人通報制度を導入できない理由を探しているわけではないが、導入すると 結論を出した上で検討をしているわけでもない。白地も黒地もない状況で、導入の是 非を検討しているところ。

- (辻村委員)全く見通しを立てないで取り組んでいるのか。検討会を実施する場合、例えば、30回ぐらいで結論を出そうとか、あと2年ぐらいやれば方向性や結論が出るのではないかなど、普通は何らかの見通しをもって進めるものであると思うがどうか。このままずっと、展望もなく、方向性もなく、中間報告書なども公開せずに、ニュートラルに検討をし続けるのか。
- (外務省 杉浦課長) 例えば、行動計画や法律の策定等、方針が決まった上で検討する場合には、何年以内に導入する、または何回研究会を開催したら導入する、といったように先に見通しが決まっているが、本件は、1999年、即ち今から20年前から政府として導入の是非につき検討を始め、2005年からは、関係省庁の枠をさらに広げて議論を進めてきた。政府の方針として個人通報制度を導入すると決定した上で中身の検討をしているわけではないため、特定のタイムフレームを設けてはいない。
- (佐藤座長代理) もし批准するとすれば、こういう課題をクリアしなければいけない、批准をするとこういう課題があるといった検討をしているのか。批准前提で議論しなく

てもいいと思うが、課題は何か、批准してどんな問題があるかという検討は整理していただきたい。

- (外務省 杉浦課長) 批准を検討する上では、先ほど申し上げたように、最高裁の確定判決 と異なる勧告が出た場合に、政府としてどう対応すべきか等について検討しているが、 結論は出ていない。これまでも検討内容についてはお答えしていないが、いただいた 御意見を踏まえ、次回研究会を開催する際に参考にさせていただきたい。
- (佐藤座長代理) フランス以外も個別に受け入れており、そのような国が多い。おそらく、 歴史的に見ると、全部一遍にではなく、各国も個別でやってきていると思う。
- (外務省 杉浦課長) 個人通報制度を導入済みの国に聞くと、日本とは少し事情が違い、新しく条約を締結する際に個人通報制度についても同時に受け入れるケースが多い。日本の場合は、条約締結時には個人通報制度を導入せず、その後検討する。国ごとに事情があって、個人通報制度の導入の有無にばらつきがあるのは、条約締結時の状況によるところがあるようである。

【災害や復興における女性参画】

○栗田 内閣府男女共同参画局総務課長、淺井 内閣府政策統括官(防災担当)付被災者行政担当参事官補佐、石田 内閣府政策統括官(防災担当)付防災・被災者行政担当参事官補佐補佐より、資料1、4に基づき説明。

○主な意見交換は以下の通り。

- (小山内委員) 昨年の9月に北海道胆振東部地震があった際に被害が大きかったある町では、避難所に支援者が男女別に寝るスペースがなく、派遣女性の安全が確保されていないという理由から、避難所への他県からの災害派遣者を男性に限定したと聞いている。避難所の被災者の方々は、約半分は女性であったと思うが、女性や子育てのニーズに関する配慮がどれだけ配慮がなされていたか、国で把握しているのか危惧している。各自治体、関係機関において、内閣府男女共同参画局の公表した関係機関への対応依頼に基づいた被災者対応が現実になされているのか。
- (内閣府 栗田課長) 北海道の地震について、内閣府男女共同参画局は、現地がどのような 状況であるか、すべからくすぐに報告を受けるような立場ではなく、現場の状況は報 道等も見つつ、防災部局等とも連携しながら対応する形になっている。

現地の状況をすぐに掌握できるような形にはなっていないが、取組指針や研修プロ

グラムなど、我々で持っている防災に関する取組をまとめた文書を、自治体に定期的 に再度周知徹底している。

- (小山内委員) 通常時からどのように周知徹底を図っているか。また、災害発生時にどのように対応しているか。先ほど熊本地震について、事後調査の話を聞いたが、そのような調査結果に基づいて、どのように改善を図っているか伺いたい。
- (内閣府 栗田課長) 熊本震災のときには調査予算があったことから、状況について調べさせていただいた。若干予算の制約もあるが、そういった形で我々が今までつくった取組指針、また、研修プログラムについて、まだ全国どこの市町でもとはなっていないので、広がりを推進していきたい。

平成25年につくった取組指針については、その後被災している自治体が結構あるので、状況も聞きながら、来年度もう一度、改定したいと考えている。現場の状況等もできる限り情報収集しながらやっていきたい。

(内閣府 石田補佐) 平時からの準備の段階では、私から幾つかお願いをしているものがある。発災後に急にいろいろ男女共同の視点と言われても、なかなか難しい部分がある。内閣府防災担当の避難所運営ガイドラインなどを踏まえて、マニュアルをつくってほしいと言っているが、空間配置図の作成もお願いしている。あらかじめ避難所となる施設があった場合に、避難所として生活するスペースになる際に、例えば男女共同参画の視点でいえば、女性だけが入れるような授乳室や更衣室等もここに作るというようなことをあらかじめ作っておかないと、急に言われても難しい部分もあるので、平時からお願いしている。

また、避難所と言った場合に、例えば学校全体が指定された場合に生活するスペースは体育館だけではなく、教室なども使えることがある。そういうところで、例えば小さいお子さんを抱えたお母さんの部屋をあらかじめ指定しておく等の準備をしていただくよう、平時からお願いしている。

発災後については、28年の4月からこのような形で対応しており、熊本地震などのことも踏まえて29年に優良事例集を作り、先ほどの空間配置図の話もさせていただいた。また、熊本地震では、男女共同参画について、どのような視点でどのようなことをやってきたかについて自治体のアンケートをとるなどして、熊本地震でどのような配慮をしているかまとめている。

一方、実際に発災後にやろうとした場合、お金が非常に問題になる部分がある。災害救助法が適用されるような大きな災害の場合については、災害救助法が適用されて そこに避難所が開設された場合には、県に生活環境の改善についての留意事項という 形で公文を発出し、かつ費用に応じて私が現地に説明に行っている。 プライバシーを守るにしても、パーティション等が必要で、お金もかかる。そうした費用は災害救助法で対応すれば、基礎自治体は負担なくできるので、そのような形で生活環境の改善に取り組んでいただきたいとお願いしている。あくまで避難所としての箱をいかに快適にするかについては、平時からと発災後に取り組んでいる。

そういう形で整えた上で、どのように運営してもらうかについては、被災者自らが 運営委員会をつくってやっていくので、女性の視点が入るような形でやっていただく のが一つと、相談窓口を設置していただき、そこでニーズをつかんで反映できる形で やっていただくように、平時から自治体にお願いしている。

- (小山内委員) 地方防災会議に占める女性の割合を見ると、都道府県レベルは14.9%であるが、市町村レベルは8.0%で、ここで大きな差がある。北海道の防災会議の女性の比率は7.6%で、北海道の市町村レベルでは3.8%と全国でも下から2番目という数字であった。地域防災に直接かかわるのは市町村レベルであるが、市町村レベルにおける女性の参画率が低過ぎるのではないか。このような実態を踏まえて、自治体に働きかけるなど、国としてどのように取り組んでいるのかを伺いたい。
- (内閣府 栗田課長) 地方防災会議について、女性委員の割合が進んでいないという話もあり、我々も基本計画の中で目標は立てて、目標に向けた状況は毎年把握しているが、県と比べると、市町村はまだ割合が少なく、特に町村で進んでいないところが多くあるので、都道府県、市町村にも行き渡るように今後も依頼していきたい。
- (小山内委員) 地域での草の根的な活動を推進する必要があり、その活動を推進するため には女性リーダーの育成が非常に重要だと考えている。また、災害時に被災地に入る 自衛隊、消防、警察、災害派遣福祉チーム等いろいろな専門職に対する男女共同参画 の視点に立った研修なども重要。
- (小山内委員) 災害援護資金については、被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けを 行うと書かれているが、世帯主ということに非常に問題があることも視野に入れてい ただきたい。東日本大震災時には、配偶者からの暴力の被害から逃れるため、別居し て生活している女性などに支援金が支給されなかったなどの事態が生じていた。また、 世帯主がお金の使い道を決定する傾向が強い被災地域のジェンダー構造に配慮して、 被災地3県において2011年3月1日から12月31日に出産した女性に対して、1人当た り5万円を本人名義の銀行口座に振り込んだというジョイセフが実施した事例がある。 国は、ジェンダー視点からの実態調査等を実施しているのか。

(内閣府 淺井補佐) 援護資金の貸付けは世帯単位で行っているが、世帯の立て直しを目

的として設けられた貸付制度であるので、個人に着目してというのは、現行の法律上は困難と考えている。市町村で貸付事業を運営しており、例えば別居している状況や、世帯と言っても1人世帯もあり、仮に別居しているのであれば、独立した世帯として見ることもあり得るのではないか。

- (小山内委員) 災害弔慰金や災害障害見舞金について、生計維持者とその他の者で金額が 異なるのは、生計維持者に男性が多いことを踏まえると、女性に対する間接差別にな らないかという意見について、どのように考えるか。
- (内閣府 淺井補佐) 災害援護資金の制度は、昭和48年にできた法律で、世帯に対するほかの生活福祉資金の制度に習ってつくられ、今まで来ている。災害弔慰金の支給額は、 災害障害見舞金も同様であるが、あくまでも生計維持者かどうかに着目して判断して おり、生計維持者が男性か女性かを見て何か差別をしていることはないと考える。
- (小山内委員) 災害が発生したときに、男女共同参画の視点で避難所の運営に関する通達 を各自治体に送るが、非常時には対応できないのが現実だと思う。そういう意味から も、やはり平時からの取組が非常に重要になると思う。

避難所運営マニュアルについて、各自治体、市町村レベルで今つくろうとしているところもたくさんある。実際に私もかかわっているが、やはり予算がなくて、なかなか取り組めないのも現実である。そういった部分のバックアップもしていかなければいけないのではないか。

防災に限らず平時からの固定的な性別役割分担意識の解消に、教育を含めているい るな分野で取り組まないと変わっていかないのではないか。

弔慰金について、社会保障制度そのものが世帯単位になっているところが大きなネックではないか。世帯単位から個人単位にシフトしていかないと、いろいろな部分で問題が発生するのではないか。

【農村漁村関係女性の参画拡大】

- ○久保 農林水産省経営局就農・女性課女性活躍推進室室長より、資料5に基づき説明。
- ○主な意見交換は以下の通り。
 - (小山内委員) 農業委員会法や農業協同組合法の改正により、委員や理事について年齢及び性別に著しい偏りが生じないよう配慮との規定が盛り込まれたことによって、一定数であるものの比率が上がったことは、非常に大きな成果である。他方、高い比率となっている地域を見ると、過疎地の傾向が強いように感じる。

私の住む青森県佐井村は、人口2,149人の過疎地であるが、農業委員7人中3人が女性で42.9%と、日本で一番比率が高い。理由を聞いたところ、農業委員のなり手自体があまりおらず、女性にもチャンスが回ってきているのが現実とのことである。

法改正によって女性や若手農業者が農業委員になりやすくなり、女性が農業委員になることで表舞台に出る機会を得ることにつながっている、そして、地域女性リーダーが生まれてきて、これまでにないアイデアとか発想で地域の活性化につながっている事例もあると聞いている。

現場の言葉であるが、「国からのお達しがあったことで、本当に新しい動きが見られる」とのことであり、国からの取組の通達は非常に重要であると思う。

一方で、未だに約20%の農業委員会に女性委員がいないことも事実であり、その格差の要因はどこにあると考えているか。また、法改正の趣旨を徹底する取組と実施内容を伺いたい。

(農林水産省 久保室長) 平成27年に第4次男女計画が策定され、特に農業委員30%、農協 役員に関しては15%の女性比率を目指すとの数値目標も掲げられたので、それを受け て農水省の経営局長から、各自治体等に向けて女性の登用促進のための通知を行って いる。

また今回、法改正が行われたので、農業委員に関しては全国段階やブロック段階の研修会において法改正の趣旨を説明するとともに優良事例の横展開を図るため先進事例の紹介等も行っている。

農協法の改正に関しても、各地で説明会を実施しており、また、都道府県ヒアリングを通じて女性の登用状況などについてもヒアリングし、十分な登用が進んでいないところに対しては働きかけを行っている。

- (小山内委員)女性たちのエンパワーメントのために、女性同士のネットワークの構築が 非常に重要である。全国女性農業者ネットワークが組織され、活動内容に女性農業委 員の登用拡大をうたっているようである。ぜひ、しっかりと男女共同参画の視点から の課題解決に向けた提案をしてもらえるよう、研修の場などを設けて、成果につなげ ていただきたい。
- (小山内委員)女性のなり手がいない理由として、女性たち、特に若い女性たちが忙しい と聞いたことがある。兼業農家であると、会社勤めをしている方もいるので、なかな か時間がとれず、また、地域自体に固定的な性別役割分担に基づく慣習が横行してお り、女性たちの多くは家族のケア役割等を担っているため、これ以上の仕事を担うこ とは非常に勇気が要るのも現実のようである。

こうした現状を踏まえると、家族経営協定などを締結することで女性の経営参画と

かワークライフバランス、後継者の確保と定着につなげて、農業委員をはじめ、地域の開発に企画段階から参画し、その利益を享受することができる女性たちが増えていくのではないかと考えている。家族経営協定の締結数の増加に向けて、どのように取り組んでいるか。

(農林水産省 久保室長)農水省の補助事業の中で、女性の働きやすい環境づくりを進めるということで、セミナー及び家族向けのワークショップを行っているとの説明をしたが、特に家族農業者向けで、夫婦一緒に出てきていただき、自分たちの将来の農業経営をどのようにしていくかお互いに話し合う時間を持つようなワークショップを実施し、その結果、家族経営協定の締結に結びつけようということも行っている。

また、事業によらず、各地の普及員や女性農業委員なども積極的に家族経営協定の締結を推進している例もある。新規就農者に給付金の制度を使うときに家族経営協定を締結していると、夫婦で1.5人分の支給があるというメリットなども設けて推進しているところであり、このような方法を尽くして、積極的に締結数が増えるようにしている。

【優生保護法下における強制不妊手術】

- ○平子 厚生労働省子ども家庭局母子保健課長より、資料1、6に基づき説明。
- ○主な意見交換は以下の通り。
 - (種部委員)旧優生保護法による強制不妊の手術について、4条、12条は本人に同意能力があったかどうかを問わず、本人に対して全くインフォームドアセントを得ていないということで対象になると思うが、本人の同意があったとされている3条も、そもそも精神疾患等によって自分に同意能力があるかを問われている人の同意であるため、補償対象とすることを考えているか、フォローアップの中で述べるべきではないか。また、立法後に調整を行い、実際に補償するかどうかという話になると思われるが、具体的な方向性、ロードマップについても、フォローアップで述べるべきではないか。
 - (厚生労働省 平子課長)3条に基づく本人同意で基づいて行われたものについても、対象とすべきではないかという点については、現在、立法府を中心に検討されているが、基本方針案では、旧優生保護法第3条のいわゆる優生思想に基づく部分は対象となっていると理解している。

今後の見通しについては、これまで与党のワーキングチームや超党派の議員連盟で精力的に議論が行われ、この12月10日に基本方針案が了承されたという状況である。まだ残っている議論や調整が行われた上で、次期通常国会への法案提出を目指されて

いる状況であると承知している。

【母体保護法について】

- ○平子 厚生労働省子ども家庭局母子保健課長より、資料1に基づき説明。
- ○主な意見交換は以下の通り。
 - (種部委員) 母体保護法以前に、そもそも堕胎罪に対して、刑罰を処罰の対象から外すよ うに最終見解では求めているので、堕胎罪について、今後見通しとしてどうするのか フォローアップできちんと述べていただきたい。

現状においては、産婦人科医は母体保護法指定医が人工妊娠中絶を行うときに、業務上堕胎罪の違法性阻却事由に該当するかどうか、明文化されていないものを医療の現場で判断している。

たとえば未婚の場合は配偶者同意が基本的には要らないが、「配偶者」の範囲が明文化されておらず運用について理解が浸透していないため、産婦人科医が、未婚の場合でも相手の同意がなければ中絶しないと言ったために、行き場を失う人が出てきて、実際には予期せぬ出産をしてしまう、また、最終的に出産した子供を遺棄するケースがある。堕胎罪があること自体が、産婦人科医が医師として正当行為を行うことに対して制限をかけており、見直しについて今後どういう方向で行くのか、フォローアップで述べていただきたい。

(法務省 杉原大臣官房国際課付) 堕胎罪について結論から申し上げると、廃止について 検討している状況ではない。堕胎罪については、一般的に、胎児の生命、身体の安全 を主たる保護法益とするものと解されている。今日においても、これを存置してきた 事情が大きく変化するに至ったとは考えていない。

また、母体保護法においては、一定の要件を満たした場合には適法に人工妊娠中絶を行うことができるとされており、このような場合には堕胎罪は成立しないとされている。

以上の理由から堕胎罪の廃止については検討していないが、フォローアップについてコメントをいただいたので、どのような形でフォローアップできるのか、あるいはフォローアップとしての言及がそもそも難しいのかといった点も含めて検討させていただきたい。

(種部委員) 母体保護法は、人工妊娠中絶の際に配偶者同意を求めているが、事実上配偶者同意を得ることが不可能な場合はこの限りでないとしている。これがどのようなときに認められるのか、明確にされていない。現場で問題になっているのは、DVの場合

である。身体的暴力で保護命令が発令されれば、物理的に配偶者同意を得ることは困難であり違法性阻却事由に該当すると理解される可能性が高いが、保護命令が発令されない精神的暴力や性的暴力で妊娠してシェルターに避難した場合に、物理的に配偶者の同意を得ることは可能、と解されかねない。配偶者から逃げたあとで同意を取りにいくことは、生命にかかわるほど危険なことである。

保護命令発令がなくてもシェルター等の公的な機関であれば、配偶者の同意を得ることは事実上できないと判断される可能性が高いが、知人宅などに避難した場合には、配偶者同意を得ることができない状況かどうか医師に判断が委ねられることになり、違法性阻却事由に該当しないと判断されかねない。命がけで配偶者同意を得なければならないようなことは、あってはいけないと思う。

(種部委員)暴行脅迫により妊娠した場合であっても、人工妊娠中絶を行うためには配偶者の同意が必要である。配偶者同意を得るためには被害に遭ったことを配偶者に伝えなくてはならないが、配偶者に告げることで家庭を失うのではないかと恐れ、配偶者にだけは言えないという人が多い。配偶者も、知りたくないのに姦淫の事実を知らなくてはならず、心的外傷のリスクがあると考える。

また、このようなケースを産婦人科医が忌避しており、女性が人工妊娠中絶にアクセスすることを大きく制約している。女性の意思のみで中絶が可能であるとすべきである。配偶者の同意を得ることに非常に大きな困難を伴うケースにも配偶者同意を求めているという現状をフォローアップに書いていただきたい。

- (厚生労働省 平子課長) 配偶者が知れないときや、その意思を表示することができないと きなどを除き、配偶者の同意を得て行うことができると、母体保護法にて定められて いる。
 - 一律に例外的な取り扱いをできるかについては、他の法令との関係などさまざまな 観点で多くの課題があるのではないかと考えているが、御指摘について引き続き検討 していきたい。
- (辻村委員)資料1のパラ39の取組状況の2番目の○について、「胎児の親として配偶者が有する権利」という言葉が出てくるが、これは比較法的にみて非常に奇異な説明である。欧米の判例理論などを見ても普通はまず女性の権利・自由が出てきて、そして胎児の生命の保障との関係が出てくる。その後ではじめて配偶者の同意権や通知を受ける利益があるかどうかを議論する。ところが、ここでは、権利という言葉がこの配偶者の同意権の箇所だけで出てきて、女性については、生殖についての自己決定権その他について、権利という言葉を全く使ってない。諸外国では、夫の同意権を権利として認めて女性に権利を全く認めないということはない。もし報告書で配偶者の権利

を書くのであれば、その前に女性の権利もきちんと権利という言葉で書いた上で使わないといけないのではないか。

堕胎罪も同様で、胎児の生命を優先するのは古い考え方で、国際人権論の展開のなかで女性の身体、生殖についての自己決定権、リプロダクティブ・ライツが1994年から出ている。これに対して、この記述では、女性の権利を認めずに胎児だけを論じている。胎児の保護の問題があるとしても、但し書きで別途法律によって女性の権利を保障するための規定を設けることができるので、改正は可能だと思う。110年前の明治40年にできた刑法が、性犯罪についてこのたび改正されたが、堕胎罪については改正されなかった。

性犯罪についてあれだけ難しかった壁も改まり、177条以下を改正できたので、この 点も現状に合わせて、あるいは諸外国の理論に合わせて検討することが必要だと思う。

(種部委員)配偶者同意が得られない状況で逃げてきた人や、強姦の事実を夫に告げることができないと言われている人たちについて、産婦人科医が判断を行わないといけないことにより、自分が業務上堕胎罪になるのではないかという恐れを持ちながら仕事をしており、このような状況を放置することはあり得ないと思う。厚生省から運用のための通知が出されており、産婦人科医は運用の参考にしているが、配偶者同意については、「その意思を表示することができないとき」がどういう適用か明示されないまま運用している。産婦人科医がリスク回避のために、人工妊娠中絶を受け入れないというハードルを設けているのが現状であり、人権侵害に当たると思う。

フォローアップには、配偶者同意を求めることにより女性が中絶を受けられない状況が生じているという現状について、ぜひ書き入れてほしい。

【その他の事項】

(白河委員)参考資料3のパラ23の(b)の刑法改正後に積み残されている暴行脅迫要件や、子供の性暴力の公訴時効撤廃、性交同意年齢の引き上げといった性犯罪の刑法に関しては見直す必要がある。大学でもキャンパスレイプなどがひどいので、共学の大学こそ、性の同意に関してしっかり教育しなければいけないのではないかという問題が生じているが、事件のあった大学でも非常に消極的である。

これからはグローバルに活躍していく時代であるので、このままで行くと、ほかの 国で性交の同意がないものは有罪であると法律で決まっていくと、そこの国で日本人 が知らずにそういうことをしてしまうと犯罪者になってしまう。

海外からたくさんの方が働きにくるが、もし、海外から来た方が日本人の配偶者を 得た場合、堕胎の話などをはじめ、こういったことが遅れている国に働きに来たいと 思う女性がいるのか、親が出したいと思うのかなど考えると、日本は日本だからと言 っていられない時代なのかと思った。

(白河委員)参考資料3のパラ23(f)で、指導的地位にある職員の研修、警察など指導的な地位にある人たちが性犯罪にあった人たちをどのように扱うかといったところの記述について、イギリスなどと比べると、日本の警察においては、最初に性暴力の被害で駆け込んだ場合の対応がばらばらで、なかなか証拠も得られず、さらにそこで非常につらい尋問のようなものをされたりするセカンドレイプというような状況がある。

女性の警察官が対応してくれることも少ない。性被害に遭うのは女性だけではないが、専門の教育を受けた警官の方が当たるという運用があるだけでもかなり違う。女性の警察官が全部の署に回らなくてもいいが、最初に届け出た後、専門の教育を受けた人に引き継がれるようなことがあるとよい。

全ての児童虐待の事案を警察と共有しようということで、署名運動なども行われたが、実際に警察に行ってしまうと、思春期の女性などが保護される対象というよりは、非行少女のような扱いをされてしまい、全ての事例を警察と共有するのはいかがなものかという意見もあった。これもやはり専門的な知識のない人が対応してしまうことによるところがあるので、専門的知識のある、特にジェンダーの観点を持った指導者をそういった公的機関、教育分野に入れるのは非常に大切なことである。

(白河委員)参考資料3のパラ33(b)について、W20などのこれからの一番の課題であるが、デジタル分野の人たちがこれから一番支配権を握っていくと、デジタル分野に占める男性が多いので、女性のデジタル分野への進出を促すことは急務である。これは、G7やG20などの各国首脳宣言の中にも入っており、女性の指導教授や、女性の科学技術分野の人材に対して特別な育成を行うなどのポジティブアクションをしないと間に合わないのではないか。

(白河委員) 広島県の教育長が女性なったが、県の教育長を女性が務めているのは日本では3人しかいないと言われた。首長の意思さえあれば、幾らでもできることであるが、女性が教育長になると、そこの県の女生徒たちの見える景色も変わる。選挙などではなく、上の人が任命できるようなところで、とにかく女性を増やしていくことは重要である。

以上